

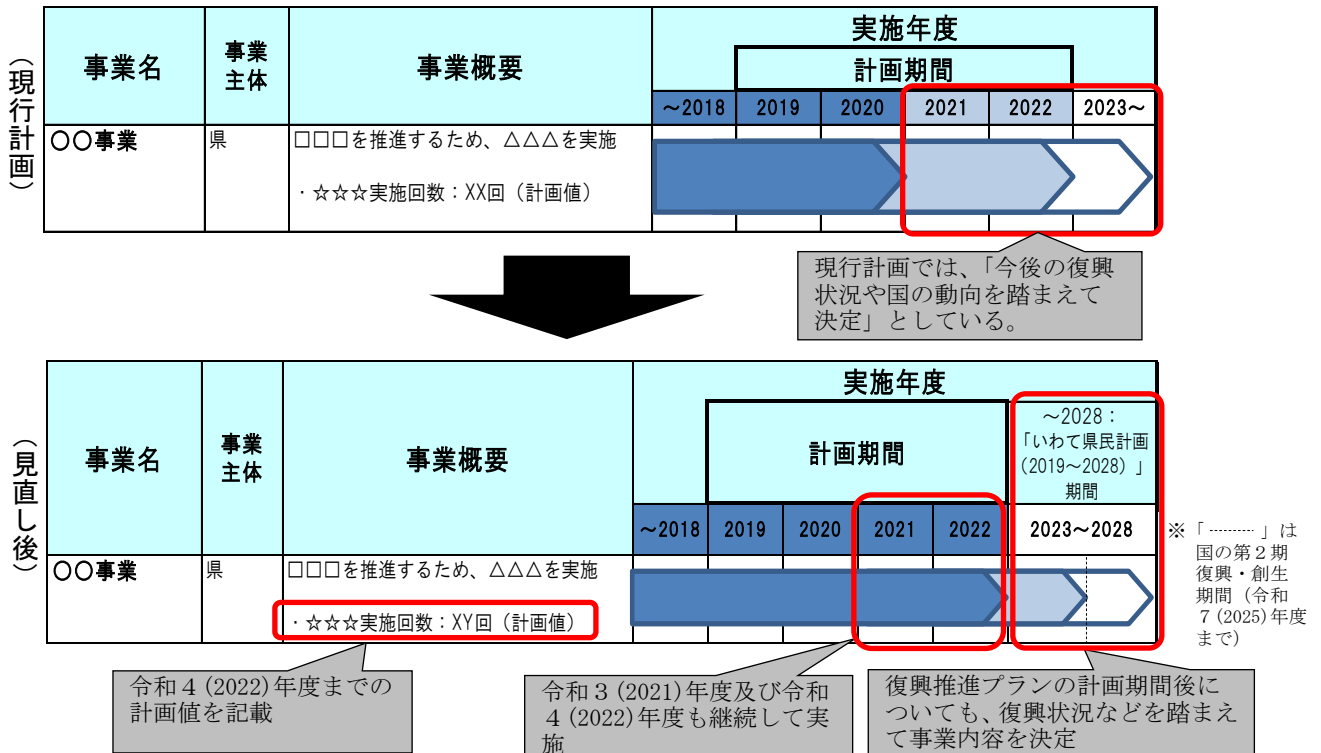
いわて県民計画（2019～2028）第1期アクションプラン 「復興推進プラン」の見直しについて

1 見直しの趣旨

- (1) 平成31(2019)年3月に策定した「復興推進プラン」における構成事業の取扱いは、以下のとおりであること（同プラン「はじめに」の「3 プランの構成」を参照）
- ① 「構成事業については、社会経済情勢の変化や復興の状況等を踏まえ、必要に応じて、見直しを行うこと」
 - ② 「特に、令和3(2021)年度以降の事業の実施及び事業内容については、今後の復興状況や国の動向を踏まえて決定すること」
- (2) 東日本大震災津波からの復興は着実に進んでいる一方で、こころのケアやコミュニティの形成支援、まちづくり後の事業者支援など、引き続き中長期的に取り組むべき課題もあること
- (3) 国において、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の状況に応じた取組を進めるとされたこと（復興庁設置期間延長、復興財源フレームの決定等）
- ⇒ 以上を踏まえ、復興推進プランにおける令和3(2021)年度以降の事業実施の方向性等の見直しを行うものである。

2 見直しを行う事項

- (1) 構成事業の「令和3(2021)年度以降も当面の間継続する事業」のうち「主に復興の取組として実施する事業」について、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の実施見通し等を記載する。
- 例) 令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度も継続して実施する見通しの場合



- (2) 被災地の現状を踏まえて令和3(2021)年度に新たに取り組む構成事業を追加するほか、必要な指標の追加や計画値の見直し等を行う。

3 スケジュール（予定）

- 令和2年9月 復興委員会及び専門委員会で見直し方針について審議
- 令和3年2月 復興委員会及び専門委員会で見直し案について審議
- 令和3年3月 復興推進プランの改訂